

# いせ さとし 2020年3月の活動日記

2020年3月16日

## 議会の解散に関する決議案に反対討論を行う 阻止された暴挙

3月議会の最終日に提出された「大河原町議会の解散に関する決議案」の可決に必要な賛成票数は出席議員の5分の4、12票です。反対7、賛成7で否決されました。法律無視の暴挙は阻止されました。

6回にわたり開催された大河原町議会議員選挙のあり方について検討する調査特別委員会は、そもそも、桜まつり時期の町議会議員選挙が迷惑との発想で提案されたにもかかわらず、特別委員会では迷惑回避のための対策を協議するように求めたところ、協議はなされないという異常事態が続きました。地方自治法の特例法では、大河原町の現状において解散することは認められません。このことを訴えても、「そんな古い法律に縛られる必要はない」などの暴論が飛び交いました。

反対討論の要旨は次の通りです(5月1日に発行される「議会だより」の原稿と同じです)。

議会議員選挙のあり方検討調査特別委員会の報告によると、幅広く選挙のあり方を検討したことになるが、これは事実違反し、報告が杜撰(ずさん)だ。桜祭時の選挙期日を4月末にずらす案は全く検討されず、地方自治体の解散に関する特例法の趣旨の確認も行われなかったのである。世論の動向や住民の意思を聞く事項もなく、提案された議会解散は法律無視の暴挙であり、反対する。

### 反対討論全文

まず先ほどの大河原町議会議員選挙のあり方について検討する調査特別委員会の報告内容が杜撰である。

審査経過の3、桜まつり時の混乱回避のための具体策は、時期をずらすなどの提案が委員からあったものの全く検討されなかった。また、費用も確認されていない。

審査経過の4、特例法の趣旨確認に関しては、正しく理解されず、今回提案されている解散が違法であるという認識が共有されなかった。

審査経過の5、自主解散の妥当性は、確認が取られなかった。

総じて審査は、終始、解散ありきの意見が先行し、解散の法的根拠がないまま、結論として解散すべきものと決定された。

第2に、決議文中、議会選挙と町長選挙を同時に行うことによる経費削減であるが、削減額は約450万円、月当たり9万円、一般会計の年間予算のわずか1万分の1、0.00001%である。

選挙を通して町民が町政に関心を持つ意義からすれば、安いものと言えよう。

最後に、地方自治法の特例法、地方公共団体の議会の解散に関する特例法に違反するこの決議案、すなわち、第1条の解散を求める世論の動向もなく、住民の意志を聞く事項もなく、まして、解散してから解散の是非は問えないことから論理的矛盾を抱えることになる解散はあってはならず、議会解散は法律無視の暴挙であると言わざるを得ない。よって、この決議案に反対する。

議会解散ではなく議会選挙のあり方を検討するならば、と言って特別委員会設置に賛成された議員諸氏を含め賢明なるご判断のもと、この議案に反対されるよう求め、反対討論とする。

## 【参考】地方公共団体の議会の解散に関する特例法

議長ポスト争いでワイロが飛び交い都民から糾弾された  
東京都議会黒い霧事件を契機に1965年に制定された。

第1条(この法律の趣旨)この法律は、地方公共団体の議会の解散の請求に関する世論の動向にかんがみ、当該議会が自らすすんでその解散による選挙によってあらたに当該地方公共団体の住民の意思をきく方途を講ずるため、地方公共団体の議会の解散について地方自治法の特例を定めるものとする。

第2条(議会の解散) 地方公共団体の議会は、当該議会の解散の議決をすることができる。

2 前項の規定による解散の議決については、議員数の四分の三以上の者が出席しその五分の四以上の者の同意がなければならない。

2020年3月12日

## 予算総括質疑を行う

要旨、次の通り質問しました(5月1日に発行される「議会だより」の原稿と同じです)。

**伊勢** 令和元年度の質疑で、自治体の地方債発行は投資的事業に限定されるとの理由から借金を当然視、プライマリーバランスを軽視する考えが披瀝された。

今こそ、プライマリーバランスを重視した健全な財政運営が求められるが、所見を伺う。

平成30年度にプライマリーバランスは約9千万円の赤字に転じた。令和元年度と2年度の見込みはどうか。

**町長** プライマリーバランスを含む各種財政指標を意識し予算編成を行う。

令和元年度決算時のプライマリーバランスは赤字を見込んでいる。令和2年度は赤字の縮減に努める。

**伊勢** 年々、財政が逼迫するなか、公共施設等総合管理計画の策定のない予算編成は羅針盤のない計画となる。

令和2年度に予定していた本計画の具体化のための予算措置がなされていないのはなぜか。

**町長** 昨年台風19号の経験から、地域防災計画などとの整合性が必要となったため、本年度予算には計上しなかった。

**つぶやき** 予算総括質疑の答弁に対する再質問ができないこととなっています。

整合性のある公共施設等総合管理計画を早急に策定するべきではないでしょうか。

2020年3月10日

## 第12回目の一般質問を行う

大綱4点について質問しましたが、答弁のほとんどが「すれ違い」です。

以下は、5月1日に発行される「議会だより」の原稿として書いたものに、**つぶやき**を加えました。

1 特定非営利活動法人大河原町スポーツ振興アカデミーの職員不祥事への対応について

体育館職員出勤簿改竄(かいざん)で第三者の事情聴取を怠るな ～労務管理不備は認める～

町が総合体育館等スポーツ施設の管理運営を委託し、収入の99%以上が町の委託金(税金)で、町が監査する立場にあるNPO法人大河原町スポーツ振興アカデミーの管理職2名がタイムカードを改ざんし給与の窃取を行ったとの内部告発を受け、昨年12月議会の一般質問において、

適切な対処を求めた。

監理職手当受給者が、残業時間に関する労働基準法の年720時間の規制時間に相当する超過勤務手当を窃取するという前代未聞の事態である。



**伊勢** 昨年12月以降、どのような対応をしたか。他の職員など第三者に対する事情聴取を行わないまま、犯罪性は無かったと結論付けてはならない。

**教育長** 当事者2名及びNPO法人の正副理事長から聞き取り調査を行った結果、出勤簿の改竄はなかったと確認した。ただし、出勤をきちんと証明する帳簿がなかったという、労務管理上の不備があったので、教育委員会から指導を行った。

**つぶやき** 出勤を証明する帳簿は、当事者のみの説明により後日作成したことは明らか。

改ざんはなかったと結論付けるには、第三者の事情聴取が必要。

このことを繰り返し主張しても回答は上の通り。

課長は、他の職員への聴取は「(内部告発者の)犯人探しになる」と、意味不明の答弁を行う。

## 2 入札のあり方について 給食センターの入札 反省すべき点は？

**伊勢** 公募期間が10日間と短く、対象範囲が大河原土木事務所管内と狭く、再募集を行わなかったため、応募が1グループのみとなった学校給食センターの入札において、競争原理が働かず、契約金額を低く抑えられなかった。今後もこの方法を続けてよいのか。

同様の入札を全国から募集した白石市は3グループの応募を得た。

**町長** 本件は係争中であり詳細は控える。透明性、公平性、競争性の確保に努める。

**つぶやき** 昨年6月に住民監査請求を行った町民は、請求が棄却されたため10月に、給食センターの事業計画は「1グループのみ応募」を作出したとして、独禁法違反を主張し住民訴訟を起こした。違法性の有無は司法の判断に委ねられるが、入札に関する不適切性は多くの町民が納得するところではないでしょうか。

## 3 原発事故の健康への調査を厚労省に求めよ

**伊勢** 延べ11回の一般質問を通して、福島第一原発事故以降の空間線量が事故以前より高く推移、その原因はセシウムの大気中飛散と考えられること、今年の放射能汚染廃棄物の焼却の結果、セシウムが仙南クリーンセンターから漏れていること、事故から3年後、宮城、県南、本町の肺がん罹患患者数が急上昇したことを明らかにした。厚生労働省に、健康被害調査及びセシウムとの関連性を調査するよう求めてはどうか。

昨年秋に発生した災害ごみ焼却のため中断している放射能汚染農業系廃棄物を保管している農家の救済について仙南広域行政事務組合は検討しているのか。

**町長** セシウムと肺がん発症の因果関係が立証されておらず、放射物質は不検出であることから、厚生労働省に調査を求める考えはない。農家から救済の要望はないゆえ、検討は行われていない。

**つぶやき** セシウムと肺がんの因果関係がないことも、まだ、証明されていません。

因果関係が立証されていないことを以って、私の主張を退ける根拠とはなりません。肺がんが増えていることに目をつぶることは断じて許されません。セシウムと健康被害の関連性の有無を明らかにするには大掛かりな調査が必要です。にもかかわらず、因果関係が立証されていないというのはまさに「非科学的」です。

4 第6次長期総合計画について 以下、議会だよりに掲載できなかった一般質問です。

#### ① ビジョンについて

第6次長期総合計画はビジョンとスローガンを混同するという思考回路が妨害し、ビジョンと呼ばれる具体的で戦略的な将来像を示せなかった。ビジョンに欠けていると考えるものである。

「ひと・まち・さくらが咲きほこる先進のまち」を町の将来像・キャッチフレーズとして示されているのはいわゆるスローガンであるが、これを「将来像」すなわちビジョンと表現した。

では、10年後に、本町がどのように先進的になっているのかを、具体像として、またその像に向かうための戦略は何か、伺う。

—————答弁省略 将来像並びに戦略に相当する答弁、聞けず—————

#### ② まちのブランド化について

町のブランド化を確立し誰からも選ばれるまちづくりをするとはあるが、どのような手法により、どのようなブランドをイメージしながらブランド化するのか、伺う。

—————「子どもの学力」「健康寿命延伸」と答弁。ブランド化の具体像も手法も聞けず—————

#### ③ 農業振興について

遊休農地や耕作放棄地の有効活用方法の検討が必要とされているが、検討の状況を伺う。

食料自給率の向上の観点から、生産性と品質の向上が求められているとしているが、自給率の目標、生産性と品質向上に向けた継続的で具体的な対策を伺う。

—————遊休農地の有効活用策が見出せない—————

**つぶやき** この答弁は、計画の実現を否定するようなもの。

太陽光発電のパネルの下でと本町原産地のニンニク生産を再質問で提唱しました。

#### ④ 産業振興について

「企業誘致に向けた支援策の拡充、新しい用地の調査・検討を進める」とあるが、調査・検討の進行状況を伺う。

「にぎわいプラザ」を活用して、起業や第二創業支援をするとともに「食」を中心とした地域産業の活性化とブランド化を推進するとあるが、これまでの取り組み状況を伺う。

—————新しい用地の調査・検討は進んでいない—————

#### ⑤ IT政策について

IT政策は、唯一役場窓口サービスに登場するのみである。

先進的な町づくりを進めるうえで、今後の様々な政策分野でIT化は不可欠である。

町政のIT化への意気込みはあるか、また、マイキープラットフォームについて伺う。

総務省が主導するマイキープラットフォーム構想は、行政の効率化とIT化及び地域経済活性化につながるものであり、導入の検討を求めたが、現在も検討する考えはないか、伺う。

————マイナンバーカード取得率が低いので、控えている————

**つぶやき** 再質問で、マイナンバーカードの促進のため、提唱された上記構想の趣旨の理解を求めました。

## ⑥ 観光政策について

観光政策を重視されているが、費用対効果を考えた場合、やや疑問がある。

観光政策を重視する理由を明らかにされたい

————効果が生まれるまでは時間がかかる————

**2020年3月10日**

## 1日で10人の一般質問 問題あり

3月10日、大河原町議会は、果たして一般質問を1日で完了しました。議員に与えられた質問時間は30分。私は持ち時間を1秒たりとも残さず、使い果たしました。

なぜ、10人が質問できたかですが、答弁時間を含めた議員ごとの分数を短い順に記します。

10, 15, 20, 25, 25, 30, 35, 50, 50, 70 計330分 平均33分 (5分単位に四捨五入)

昼食休憩、9回の10分間休憩を合わせると述べ480分、10時開始～17時過ぎ終了でした。

議会運営の正副委員長は、何としても自分たちが決めたことを貫こうとするあまり、事前通告していた大綱2点のうち、1点を割愛、これは本来禁止手です。

執行部は各課ごとに答弁書(案)を書き、庁議という課長級以上の役場職員全員でそれを検討、修正します。次回(3か月後)に回せばよいというものではないでしょう。

一般質問は、再質問が命です。

片山潜元鳥取県知事(元総務大臣)は、議員が通告した質問文を読み、執行部が答弁した後、答弁に対する議員からの再質問の乏しい県議会を「学芸会」と酷評しました。

大河原町議会を、学芸会とまでは申しません。

しかし、再質問を繰り返すことで議論を深める、それが議員の本分であることを銘記すれば、10人の一般質問が1日で終わることは到底あり得ません。

**2020年3月4日**

## 大河原町議会、コロナで会期短縮は疑問 1日に10人の一般質問は不可能

3月4日、大河原町議会の令和2年度第1回定例会が招集されました。

3月会議は令和2年度の予算を審査する重要な議会です。

例年の審査日程期間は8日間です。

しかし、議会運営委員会は、今般のコロナウィルスのため、2日間短縮する日程を決めました。

一般質問及び令和2年度の予算審議がそれぞれ1日短縮。

一般質問は10名が事前通告しており、これを1日で終わらせるには、1名あたり通常の半分の30分で行わなければなりません。

議会運営委員長が「再質問を制限はしないが、日程を念頭に質問するように」と発言、私を含め多くの議員が日程に無理があると指摘しました。

私は、議会は議論を通して町民の福祉向上を実現する場、議員はすでに質問内容を通告、再質問を念頭に真剣に議場に臨んでおり、日程を気にしながら真剣な議論は不可能と主張、日程変更を求めたところ応じられなかったものの、佐藤貴久議長が「時間の延長が必要な場合は議長の裁量で行う」と述べられたのでその場は収まりました。

「日程を念頭に」に対して違和感を禁じえません。

そもそも、議場で会うメンバーは議会開会中の期間を通してあまり変わらず、基本的には期間中は議場以外で他人と会う機会が少なく、接触によるウィルスの拡散リスクは少ないと考えられ、わざわざ期間短縮する必要はありません。

マスク、うがい、手洗いを徹底し、衛生管理に努めることに専念し、審議時間を確保すべきではないでしょうか。

議論を通じた町民福祉の向上とウィルス拡散リスクを総合的に考えれば、審議時間を確保すべきではないでしょうか。

